

東京司法書士会・東京法務局 共同開催

「空き家問題（相続登記未了問題）110番」

未来につなぐ相続登記、
次世代の子どもたちのために、
司法書士・法務局職員がお応えします！

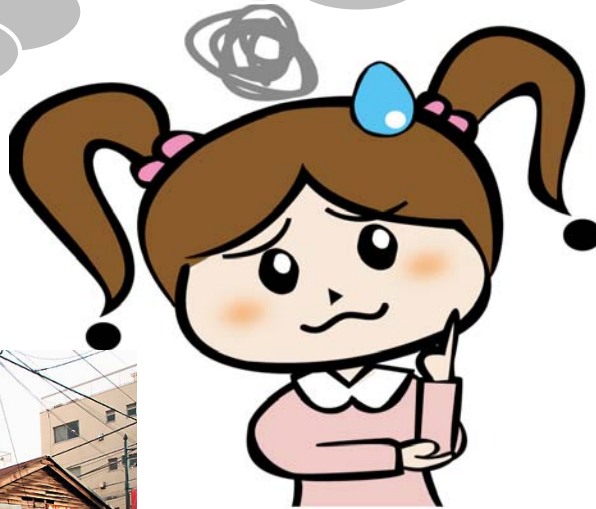
空き家対策の法律ができて
何がどう変わるのか
知りたい。

空き家を相続したが、
何もしていない。
どうすればいいの？

隣の空き家が
放置されていて
困っている。

誰も私の家を
継ぐ人がいない。

認知症の相続人がいて
遺産分割協議ができないまま
空き家になっている。



日時：平成28年3月5日（土）

午前10時～午後4時30分

◇電話による無料相談

03-5213-1431

※携帯・PHS・固定電話・公衆電話からのご利用になれます。

《問合せ先》

東京法務局 民事行政部 民事行政調査官室

電話 03-5213-1319 平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）